

# 入管と縁を切りたい!

——日本国籍確認の闘い——

控訴趣意書 ..... 1 ~ 13

裁判を始めて十二年目の金さんのこの頃 ..... 14 ~ 16

あとがき ..... 16

1986.10

キム チョンカヴ

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

一九八四年（行コ）第十六号

日本国籍確認等請求控訴事件

△ 控 訴 趣 意 書 目 次 △

- (1) はじめに
- (2) 最高裁判例に追従した原判決
- (3) 最高裁判例の不合理性
- (4) サンフランシスコ平和条約は当事者性を欠いている
- (5) サ条約第二条(a)項は領土条項であって国籍条項ではない
- (6) 第二次世界大戦後の植民地独立に伴う国籍処理についての諸外国の例
- (7) 在日韓国人朝鮮人の国籍を行政処理によって剥奪したことの違法性
- (8) 国籍とは何か
- (9) 在日韓国人朝鮮人の日本国籍を剥奪した日本国の意図と背景
- (10) 原告ギョンスン갑の経歴
- (11) 私にとっての日本国籍確認の意味
- (12) 損害賠償請求の根拠
- (13) おわりに

控 訴 趣 意 書

原告	金 <small>キム</small> 김 <small>チョン</small> 종 갑 <small>カン</small> 甲 갑
輔佐人	崔 <small>チュイ</small> 최 <small>チャン</small> 창 <small>ホア</small> 화 華 화
輔佐人 兼 崎 暉	兼 崎 暉
被告 日 本 国	日 本 国

福岡高等裁判所第一民事部 御中

一九八四年（行コ）第十六号

日本国籍確認等請求控訴事件

原告 金鍾甲  
김종갑

被告 日本国

一九八六年十月十五日

原告 金鍾甲  
김종갑

輔作人 崔昌華  
최창화

輔作人 兼崎暉

福岡高等裁判所第一民事部

控訴趣意書

(1) はじめに

原判決が原告の日本国籍確認の請求を棄却したことに對して、憤りを抑えることはできない。

戦前は皇國臣民とされていたがために強制連行・強制労働を強いられ、敗戦後は日本国籍を剥奪することによって即ち基本的人權（居住權・參政権等）を奪われ、そのことによって生活上多大の苦難を日本国は私にもたらした。

この日本国によつて私が受けた苦しみを、死ぬ前に一言、日本国につきつけないとの思いで、左半身不隨の病床にありながら、必死の思いで、原訴訟を起こすに至つた。

この私の思いに對して、原判決は、到底納得しがたい理由づけでもつて、私の日本国籍確認請求を棄却したことは、あまりに人間の心に欠けた判決と言わざるを得ない。

近年、病状の悪化にともない、果して控訴審を最後までやりとげることができぬかどうか不安ではあるが、日本国が私にもたらした不当な処遇に對して、命ある限り追求したいとの思いで、この控訴審を提起した。

(2) 最高裁判例に追従した原判決

原判決は判決理由の第一に一九五二年四月二八日発効したサンフランシスコ平和条約（以下サ条約）二条a項「日本国は、朝鮮の獨立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に對するすべての權利權原及び請求權を放棄する。」の規定を解釈して出された最高裁大法廷一九六一年四月五日判決（民集15卷4号六五七頁）

「この規定は朝鮮に屬すべき領土に對する主權（いわゆる領土主權）を

放棄すると同時に、朝鮮に属すべき人に対する主権（いわゆる対人主権）も放棄することは疑いをいれない。国家は人、領土及び政府を存立の要素とするもので、これらの一つを缺いても国家として存立しない。朝鮮の独立を承認するということは、朝鮮を独立の国家として承認すること、朝鮮がそれに属する人、領土及び政府をもつことを承認することにはかならない。

したがって、平和条約によって、日本は朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄したことになる。このことは朝鮮に属すべき人について、日本の国籍を喪失させることを意味する。ある国に属する人は、その国の国籍をもつ人であり、その国の主権に服する。したがって、日本が朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄することは、このような人について日本の国籍を喪失させることになる。朝鮮に属すべき人というのは、日本と朝との併合後において、日本の国内法上で、朝鮮人としての法的地位をもった人と解するが相当である。朝鮮人としての法的地位をもった人というのは、朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登録された人である。』を根拠として、原判決は、「その後、右判例の変更はない。そうである以上、審級制の訴訟制度の下においては、最高裁判所の有する判例統一機能及び法的安定性の観点からして、下級裁判所としては、最高裁判所の判例の趣旨に明らかに不合理な点があるなど特段の理由がない限り、右判例を尊重し、これに従うべきものといわなければならない。」と述べ、最高裁判例に追従している。

しかし、日本国憲法第七六条③「すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定しており、原審は独自の検討を行い、判断を提出できるのであり、充分

に裁判官の独立性を行使したものとはいえない。

また、前述した最高裁判例が出されて以後、一九七九年日本が国際人權規約を批准し、国内少数民族の保護について積極的に、考慮しなければならなくなった状況や、一九六五年日韓条約において在日韓国人の法的地位協定が結ばれる等、在日韓国人朝鮮人の基本的人権の保障のため、国内外を通じて、その人権保障の拡充について論議が高まっている中で、原審は新しい状況の中で、一九六一年の最高裁判例を再検討していく作業が求められていたにもかかわらず、その努力を怠ったと言うことができる。

### (3) 最高裁判例の不合理性

一九六一年最高裁判例の不合理性は、旧植民地出身の朝鮮人宋斗会（一九六九年）、台湾人林景明（一九七二年）、および当裁判の原告である私によって（一九七五年）、それぞれ日本国籍確認請求訴訟として、問題提起された。

一九五二年サ条約発効にもなつて出された法務省民事局長通達（民事甲第四三八号）による日本在住の旧植民地出身者の日本国籍の剥奪は不当なものであることは、近年、外国人登録証明書の指紋捺捺を拒否してこの制度の不当性を訴えている在日韓国人朝鮮人を被告とする、いわゆる指紋裁判においても広く指摘されているところである。

また、法学会においても、「――、すなわち、民事局長通達による旧植民地人の日本国籍『喪失』に対しては、七十年代初頭から崔昌華、田中宏、川上太郎、岡崎勝彦、畝村繁、岩沢雄司の各教授、助教、筆者などから、その合憲性を疑問とする見解が示されており、学界では、む

しる多数説となりつつある。」(「単一民族社会の神話を超えて — 在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制」一九八六年(東信堂)大沼保昭東京大学法学部教授著 一八六—一八七頁)と指摘されるように、今やこの最高裁判例の不合理性は明らかであり、この判例に追従した原判決は不当なものである。

#### (4) サ条約は当事者性を欠いている

サ条約には朝鮮の主権を代表する国として、南北いずれからも当事国として参加しておらず、朝鮮の主権を代表すべく委任を受けた国もない。国際条約は参加していない非当事国に適用されないことは、国際法の原則であり、この条約に参加していない朝鮮に適用されえないとの原告の主張について、原判決は次のように述べている。

「この条約に参加していない第三国にその効果が及ぶべきでないことは、理論上当然の原則であり、右条約二五条もこのことを明言している。しかしながら、右条約二一条は、この原則に対して例外を認め、「朝鮮は、この条約の二条……の利益を受ける権利を有する。」と規定しているのである。もっとも朝鮮が右条約二条(a)項につき明示的に受益の意志を表示した事実を認めるに足りる証拠はないが、朝鮮が右条約発効前に事実上日本から独立を達成し、右二条(a)項につき少なくとも黙示的に受益の意志を表示したものとみるのが相当である。したがって右二条(a)項は朝鮮との関係でも、その効果を生じたものということができる。」

朝鮮半島において南北に独立国家が成立し、サ条約発効前に事実上、日本から独立を達成していた事実は、サ条約二条(a)項について「黙示的に

受益の意を表示したものとみる」として、朝鮮在位の朝鮮人については、サ条約二条(a)項は事実上達成されており、国籍は決定済であるということができる。しかし、領土変更のなかった地域に居住している在日朝鮮人については、右二条(a)項が「黙示的に受益の意志を表示」されたものとは言えず、明らかに当事者である日本と朝鮮との間において協議されるべき問題として残されている。

一九五一年から始まる日韓予備会談において、その後、一九六五年に日韓条約が結ばれるまでの日韓会談において、韓国は在日韓国人の国籍は未定であるとして、問題提起を続けており、これは、まさに、サ条約が当事者性を欠いていることを示すものである。

(この控訴趣意書では、サ条約発効以前は在日朝鮮人、以後は在日韓国人朝鮮人の呼称を用いているが、韓国との関係において論じる時は在日韓国人の呼称も用いている。)

一方、日本国は在日台湾人の国籍変動の根拠を、サ条約二条(b)項の台湾についての領土主権の放棄の項を根拠とせず、日華条約に求めている。(最高裁判決一九六〇年判決刑集十六卷十二号一六六一頁)即ち、このことは、サ条約が当事者性を欠いていることを明らかに示している。

#### (5) サ条約第二条(a)項は領土条項であって国籍条項ではない

サ条約第二条(a)項は朝鮮の独立を承認し、朝鮮に対するすべての権利権原、請求権の放棄を規定したものであり、国籍、ことに、領土変更のなかった日本に居住する在日朝鮮人の国籍について規定したものである。これは明らかである。

これに対して、原判決は以下のように主張している。

「しかしながら、対日平和条約二条(a)項は、日本の侵略主義の結果を侵略前の状態に戻し、朝鮮の独立によって、再び朝鮮という民族国家を樹立する趣旨の規定であることからすれば、朝鮮人各人の住所を標準として国籍を決定するよりか、むしろ朝鮮人という民族集団を標準として国籍の帰属を定めることの方が事柄の性質上妥当であり、該民族集団の識別基準としては、前記日韓併合後の経緯に照らし、朝鮮戸籍を用いるのが合理的であると考えられる。」

ところで、サ条約の前文では、「……日本国としては、国際連合への加盟を申請しかつあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し……」と述べられている。

一九四八年国際連合第三回総会で採択された世界宣言の第五条は次のように定めている。

「1. 人はすべて国籍をもつ権利を有する。2. 何人も専断的に国籍を奪われたり、その国籍を変更する権利を否認されたりすることはない。」

第二次世界大戦を通じて、独立国どうしの戦争の結果として起った新しい領土の変更にともなう国籍の変動や、民族解放をめざす植民地の独立による新しい国家の設立にともなう国籍の変動などの際に、国家が個人の国籍を専断的に奪ったり変更したりする結果として生じた個人の人權の制限という幾多の苦痛にみちた事例に相遇した教訓から、世界人権宣言では第五条において、個人の国籍が国家によって専断的に剥奪されることを禁止することを定めている。

従って、サ条約第二条(a)項の解釈によって、日本国が在日朝鮮人の日本国籍を一方的に剥奪したことは、サ条約の前文で述べられている世界人権宣言の精神に反した独断的な解釈であると言うことができる。

また、世界人権宣言では次のように定めている。

第一条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互いに行動し合わなければならない。

第二条1. 人はすべて、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地又は他の身分というようないかなる種類の差別もなしに、この宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有する権利を有する。

これらの条項は、同一地域に定住する人が民族的差異によって不利な処遇をうけることのないように定めたものということができる。前記の第一五条と合わせて考えると、領土変更や新しい国家の新生に際しても、個人の国籍が国家によって専断的に奪われた為、同一地域に定住する個人の諸権利が民族的差異を根拠にして制限される状態が生じないように定めたものということができる。

従って、原判決で言う「右のような国家の独立に基づく包括的な国籍の変更までをも禁止する趣旨のものではないと解すべきであり、」として、民族的基準による朝鮮戸籍への登載の有無によって、在日朝鮮人の日本国籍を日本国が剥奪したことによって、在日朝鮮人が参政権を奪われ、居住権も退去強制によっておびやかされ、社会保障などその他の権利においても、著しく不利な状態におかれたことを考えるならば、日本国のサ条約第二条(a)項の解釈は、到底、世界人権宣言の精神にそったものと言うことはできない。

サ条約は、一九四三年米英中の三国首脳が合意したカイロ宣言を具体化したものと言うことができるが、同宣言には、「――前記の三大国

は朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」とある。

しかし、日本国による在日朝鮮人の日本国籍剥奪によって生じた、前述したような在日朝鮮人の基本的諸権利の剥奪は、まさに、カイロ宣言で解放を誓った「朝鮮人民の奴隷状態」が現在も日本国において存在していることにはかならない。

## (6) 第二次世界大戦後の植民地独立にともなう国籍処理に ついでに諸外国の例

第二次世界大戦の終了と共に、旧植民地が次々と独立して、カナダ、インド、オーストラリアなど多数の国が誕生した。

その時、旧国内に居住していた植民地出身者の国籍はどのように処理されたのであろうか。

イギリス

かつて七つの海に君臨した大英帝国の下にあった旧植民地は次々と独立し、普通「英連邦」という独自の国家関係を保ち、「英連邦市民」という新しい地位ができた。一九四八年制定されたイギリス国籍法では、「英連邦市民」は、新独立国においては、独立国の国籍をもつとともに、本国であるイギリスにおいては、イギリス国民として扱われ、イギリス人と同等の地位を持ち、外国人とみなされていない。一種の二重国籍状態が保障された。

こうした状態は一九六二年まで続き、その後時間をかけて徐々に手直しを行ない、イギリス本国外からイギリスにやってくる旧植民地出身者が、一般外国人と同様に扱われるようになったのは一九七一年からである。

一方、旧植民地の独立当初より、出生、居住等によりイギリスおよびその保護下の地域と密接なきずなを有する者については、独立国国民になった者になりたいして登録による国籍取得（帰化とは全く異なり、権利として認められる）の制度を国内法で定めている。（一九四八年及び一九五八年の国籍法の改正）

フランス

アルジェリアは民族解放戦争をへて、一九六二年エビアン協定によってフランスから独立した。その協定の付属文書には、フランスにおけるアルジェリア人は、政治的権利を除いてフランス人と同等の権利を有すると定められている。

そして、国内法によって、フランスに在住しているアルジェリア人のフランス国籍とアルジェリア国籍の二重国籍状態を容認し、事実上の国籍選択を可能にした。

この同じ原則を、第二次世界大戦のマダガスカル、コンゴなどの旧仏領アフリカの独立の際にも、貫いてきた。

西ドイツ

ナチスドイツが隣国オーストリアを併合したのは、日本が朝鮮を併合したのに対応している。ドイツの併合は七年間であったが、日本の併合は三六年間にもおよんでいる。日本の場合、朝鮮人、台湾人の日本国籍の剥奪を、サ条約に国籍についての明文規定もない上に、国内法によって国籍についての特別立法も行なわないうままに、一片の法務省民事局長通達という行政処理でおこなった。

しかし、西ドイツは一九五六年、国籍問題を解決するために、特別立法を制定した。これによるとオーストリア併合により強制付与されたドイツ

ツ国籍はオーストリアが独立を回復する前日に消滅したと定めるとともに、ドイツ国内に居住するオーストリア人（在日韓国人朝鮮人に対応しているが）は意志表示によりドイツ国籍を回復することができる」と定められた。

日本の場合、「日本国籍が喪失した」日を日本が主権を回復した日（一九五二年四月二八日）として、朝鮮の独立（南北ともに一九四八年）をまったく無視しているのに対して、西ドイツでは、オーストリアの主権回復の前日、ドイツ国籍が消滅したとされていることが注目される。また、「日本国籍喪失」については、在日韓国人朝鮮人の意志が全く問われなかったのに反して、在西ドイツのオーストリア人は、個人の意志によって、国籍選択の権利が保障されたことは、日本とくらべて著しい相違といえる。

以上、イギリス、フランス、西ドイツの場合を検討したが、いずれも国内法によって主体的に自国（旧本国）の国籍を個人の意志により選択することを可能にしており、日本が自国内に居住している旧植民地出身者について、日本国の裁量によって国籍が認められたり認められなかったりする帰化制度しか定めていないことと、著しい違いを示している。

これに反して原判決では、「原告の主張する国籍選択の付与はいまだ確立された国際慣習法上の原則ではないし（成立に争いのない甲第九号証参照）、更に、日本国内に在住する者がいかなる国籍を有するかは一義的に明確であることが必要であることを考え併わせれば、在日朝鮮人も朝鮮に帰属すべき人として、対日平和条約二条(a)項により一律に日本国籍を喪失したと解するが相当であって、かかる解釈が右条文の前文の精神に反するとの原告の主張は採用し難い。」と述べている。

しかし、前に述べたようにイギリス、フランス、西ドイツの場合は、植民地独立によって新しい民族国家の成立に際して旧植民地本国に居住している個人に対して、いづれも国内法において、自国（旧本国）の国籍を権利として選択できるように保障すると共に、独立国との二重国籍状態をもたらすとしても、自国における旧植民地人の人権が損なわれなように配慮している点は、日本国と著しい対照をなし、世界人権宣言の精神をよく具現したものである。

#### (7) 在日韓国人朝鮮人の国籍を行政処理によって剝奪したことの違法性

日本国憲法第十条は「日本国民たる要件は法律でこれを定める」と規定している。これに基づいて、国籍法が制定されているが、この中には領土の変更や植民地の独立にともなう国籍の変動について規定した条項はない。

国籍法第八条「日本国民は自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」とあるが、原告は自己の志望によって、大韓民国なり朝鮮民主主義人民共和国の国籍の選択を表明したことはないし、その機会も与えられてこなかった。

むしろ、朝鮮が日本の植民地であった時代、当時の「内地」に在住している朝鮮人は二百数十万であったのが、日本の敗戦後、日本にひきつづき居住した人たちは約六十万であった。一九五二年四月二八日サ条約発効の日まで日本に居住していたこの六十万人は、居住しているという事実をもって、日本国籍を実質的に保持し続けているとみなすことが合理的である。

また、サ条約においては、すでにみたように、在日韓国人朝鮮人の国籍についての取り決めはないのであるから、憲法第十条によれば、国内立法によって在日韓国人朝鮮人の国籍は定められるべきである。(6)でみたように、第二次世界大戦後の国籍処理について、イギリス、フランス、西ドイツはいずれも、国内立法により、旧植民地出身の人々の国籍処理を行っているが、一方、日本は国内立法を行わず、法務省民事局長通達(一九五二年四月十九日民事甲第四三八号)によって、即ち行政処理によってこの問題の解決をはかったが、これは明らかに、憲法第十条に違反するものである。

その上、「国籍を喪失するもの」の範囲の識別基準として、戸籍法の適用を受けられないもの(「内地戸籍」に登録されず、「朝鮮戸籍」の適用を受けるもの)としており、これは旧憲法下の共通法第三条の「家」制度にもとづくものであり、これは新憲法第二四条家族生活における個人の尊厳、両性の平等の規定により、明らかに否定されたものであり、違法なものといふことができる。

また、日本国は、外国人登録証明書における国籍欄について、「韓国」は国籍を示すものであるが、「朝鮮」は符号であって国籍を示すものではない、従って国籍欄の書き換え問題が一九六五年に起った際に「韓国」から「朝鮮」への書き換えは認めないと言ってきた。原告の外国人登録証明書の国籍欄は「朝鮮」であって、これは日本国の論理においてさえ、国籍ではないのであるから、原告の国籍は、朝鮮が植民地であった当時より、ひきつづき、現在も日本国籍を保有し続けているとみなすべきである。

## (8) 国籍とは何か

国家とくに今、近代国家について、それがどのようなものであるかについては、いろんな考え方があるだろう。

しかし、近代国家のたて前の論理として、国家は一定の領域に定住している人々によって形成され、その人々の生存のための諸権利を保障することを前提として存立している、ということに異議は少いであろう。

そして、国家はその領域に定住する人々に対して、国籍という形で、生存のための諸権利を一括して保障するというのが国家のたて前としての論理である。

このような近代国家の論理に立って、国籍の本質を考えてみる。

人間はその土地に定住することによって、居住している土地との「きずな」、人間との「きずな」が形成され、それが人間の生存を支えている。国家はこの個人の生存を支えている「きずな」が存在していることの事実を国籍という形で認めるだけであり、国籍は国家が恩恵的に付与したり、剥奪したりすることのできるものではない。

このような国籍の本質を考えるならば、戦前、日本国の領域にあった地域に出生し、当時、日本国民であった両親の子として生れることによって日本国籍を保有し、現在もひき続き日本国の領域に定住している原告のような在日韓国人朝鮮人の日本国籍を、日本国の都合により一方的に剥奪するということは、到底、許されない。

(9) 在日韓国人朝鮮人の日本国籍を剥奪した日本国の意図と背景

サ条約を起草したアメリカおよび連合国は、国籍処理については、当事国間で取り決めるべきと考えていた。

またサ条約に朝鮮の主権を代表する国家が連合国側の一員として参加することに強く反対してきたのは日本であった。

日本国は敗戦後早い時点より、在日朝鮮人を朝鮮へ帰還させ排除する方針でのぞんできたが、朝鮮へ帰らず日本に留まる在日朝鮮人に対しては、日本国の意にかなうように管理する方針をうち出してきた。即ち一九四五年十二月一七日法律四十号衆議員選挙法の附則において、「在日朝鮮人の選挙権、被選挙権を停止する」と規定することによって、在日朝鮮人の参政権を奪った。

つづいて、新憲法が発効する前日の一九四七年五月二日、旧憲法下の最後の勅令として外国人登録令(勅令第二〇七号)第十一条「台湾人のうち、内務大臣の定めるもの、及び、朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす。」と規定した。即ち「外国人とみなす」と規定することによって退去強制ができる法的地位におき、実質的に朝鮮人の居住権を剥奪した。

一九五二年サ条約発効にともない、法務省民事局長通達により、在日朝鮮人の国籍を剥奪し、外国人と規定することにより、出入国管理令を全面的に適用するに至った。即ち、国籍を奪うことにより、在日朝鮮人の権利としての居住権を剥奪し、日本より国外追放できる体制をつくり上げた。

同時に一九五二年四月二八日外国人登録法を施行し、在日韓国人朝鮮人

に外国人として登録を強制し、外国人登録証明書の常時携帯、指紋押捺を強制し、日本国の意のままに管理する体制をつくり上げた。

一方、日本国籍を取得したい人に対しては、日本国の論理によれば、国籍法には帰化という制度があるから、帰化すればよいから問題はないと言っている。

しかし、帰化の制度は、日本国の設定した最低必要とされる条件を満たした上で、法務大臣の自由裁量によって認められたり、認められなかったりするものである。

その条件の中には、生活能力、素行要件、治安要件が定められており、その他に行政指導の形で、日本式名前の強制や同化されている実態も重要なものとして設定されている。

つまり、日本国を形成している大和民族に朝鮮民族を同化させる機能が帰化制度の本質である。

したがって在日韓国人朝鮮人が朝鮮民族の一員としてこの地で形づくっている生存の「きずな」の存在を無条件に確認した日本国籍とは、本質的に異なっている。その上、もともと在日韓国人朝鮮人は日本国籍を保有してきたのを、日本国が一方的に剥奪した上で、帰化制度をつくったのであるから、何をかいわんや、である。

このように、日本国の領域より韓国人朝鮮人を朝鮮に追放し、大和民族に同化されたもののみを帰化制度により選別し、さらに、この帰化に応じない者に対しては、外国人として処遇し、参政権を奪い、退去強制によって居住権さえおびやかす、その他の諸権利においても、日本国籍を有しないということを理由に制約加えてきた。

住民として日本人と同じように税金を納めながらも、国籍を有しないと

いうことを理由に国家公務員や教師になる就職の道も閉ざされ、事業をしていく上での船舶・通信などさまざまな面で、外国人として制約を受けてきた。単に法的な面だけでなく、社会的にも、日本国籍のない者として就職や借家などにおいても差別をされ、在日韓国人朝鮮人は日本社会の底辺を構成しており、さらに、外国人として外国人登録法の適用をうけ、指紋押捺を強制され、外国人登録証明書の常時携帯を義務づけられている状態は、南アフリカ連邦のアバルトヘイトとならぶ、現在の奴隷状態と言っても過言ではない。このような在日韓国人朝鮮人の状態は、一九四三年連合国首脳が合意したカイロ宣言でいう「朝鮮人民の奴隷状態の解放」がまだ日本国内において果されていないといえるのではないだろうか。

このような日本国の在日韓国人朝鮮人に対する政策の意図は、日本は古来、大和民族による単一民族国家であり、日本内に大和民族以外の他の民族の存在を認めようとし、日本と日本人の狭量な考えに支えられたものである。

日本列島内に定住する琉球人、アイヌ人、ウイルト人（オロッコ人）、朝鮮人、台湾人など他民族の存在を認めようとし、考えであり、このような日本国の考えは、戦前に上記の各民族に強制した創氏改名、日本語の強制をはじめとする皇国臣民化政策、即ち同化政策が現在もなお生きていることを示すものである。

近代国家はいずれも領土国家であり、単一民族国家なるものが虚妄ではないことを、日本と日本人が敗戦の痛い教訓にもかかわらず、理解しえていないことを示すものである。

サ条約に国籍に関するいかなる規定も存在しないにもかかわらず、ま

た国内法さえ立法化せず、一片の民事局長通達によって在日朝鮮人の国籍を集団剥奪した日本国の意図と背景はこのようなものである。

### (10) 原告 キム・ジョンソク の経歴

私は、一九二十年十二月二十五日朝鮮慶尚北道金泉郡に生まれた。

朝鮮人の両親（父は金日文、キム・イルムン、母は二才の時亡くなり名前は憶えていない）の長男として生まれた。

朝鮮は一九一〇年日韓併合条約により日本の植民地とされ、すべての朝鮮人は、自らの意志とは関係なく、居住地の如何を問わず、直ちに「大日本帝国臣民」とみなされ、日本国籍を強制付与された。

私の両親も強制的に日本国民、即ち「皇国臣民」とされ、原告も出生により、日本国民となった。

アジアへの日本の侵略戦争の拡大の中で国家総動員法の体制が日本国民に課せられ、朝鮮人も「一視同仁」の日本国民であるが故に、労働不足の解消のために、約二〇〇万人が、当時の「内地」、千島、樺太等へ強制連行され、強制労働に従事させられた。原告も一九四一年六月頃、「内地」に強制連行され、千島について宮城県多賀城にて飛行場建設などのために、牛馬同然に強制労働させられた。

一九四五年日本の敗戦により強制労働からやっと解放されたが、日本国から朝鮮へ帰還するための具体的手段の提供もえられないために、私はひきつづき、日本に居住せざるをえなかった。

戦後は、見知らぬ土地に、ことばもわからず突然放り出されたわけで、生活は困難をきわめたが、かつぎ屋、アメ屋などして生活してきたが、やっと土地にもなれ、生活もおちついてきたころ、たまたま、日本人の

友人がくず鉄を運んでいるのを手伝ってやったところ、私だけが、一九五二年贓物罪にて一年二カ月の実刑判決をうけ、刑に服した。出所後、ただちに、出入国管理令第二四条により、「退去強制処分」を受け、一九五三年大村収容所に強制収容された。一九五七年「特別在留許可」により大村収容所を出所し、身元引受人の関係から、居住地を北九州市門司区（当時は門司市）に制限され、この地で沖仲仕などしながら生活してきた。

一九七〇年頃より体の調子が悪く、入管へ在留期間の更新手続のため出頭することが遅れ、一九七一年八月六日「退去強制」の身となり、即日、「仮放免」の扱いとなった。

一九七一年十二月脳卒中を発症し、左片マヒとなり浅尾病院に入院し、翌年現在の門司労災病院内科に転院し、以来、十四年間入院生活を続けている。

一九七四年八月法務大臣に退去強制処分取消の再審嘆願書を提出し、同年十一月「特別在留許可」となり、現在に至るまで、一年毎に在留期間の更新手続きをしながら、現在に至っている。

一九七五年八月十一日日本国籍確認等の訴訟を提出した。

### (11) 私にとっての日本国籍確認の意味

あらかじめ誤解のないようにことわっておくが、私は民族的血統から言えば明らかに朝鮮人であり、私が日本人であるとか、日本人になつたなどと主張しているのではない。又、私が日本国籍を取得したいと主張しているのではない。

私は出生の時に、父が日本国民であることにより、日本国籍を出生により取得したのであり（国籍法第二条一項）、以来、自己の志望により外

国の国籍を取得したこともないから、国籍の喪失要件（国籍法第八条）にも該当しない。

従って、私は、当然にも、現在も出生以来引き続き、日本国籍を保有しているものであり、本訴訟では、このことの確認を請求している。

私は当時、日本国の領域であった朝鮮において、日本国民である両親の子として出生した結果として日本国籍を保有するようになったが、戦争中、日本国が当時の「内地」に私を強制連行した結果として、私は現在も引き続き日本国の領域に定住し続けることにより、日本国籍を実効的に現在も保有していると言うことができる。

私にとっての日本国籍確認の意味は次のようなものである。

第一に、退去強制のない、権利としての居住を日本国に認めさせることである。

第二に、まわりに生活している日本人たちと同じように、この土地に住する人間の一人として、生活上不可欠な、参政権をはじめとするあらゆる法的諸権利を行使し、享受できる権利を有していることを認めさせることである。

第三に、日本の朝鮮植民地支配の結果として、私は日本国によって強制連行され、私のそれまでの人生にとってかけがえのないものであった朝鮮からひきはなされ、むりやりに、この地で生涯を送ることをよぎなくさせ、私の生涯を無惨に踏みにじった事実を明らかに歴史にきざむことである。

そして、この訴訟を起こすに至った背景として、私の心の中で渦を巻いている「恨」「憤り」「うらみ」は次のようなことである。

私と同じく強制連行・強制労働にかり出された約二〇〇万人の朝鮮人

たち。

太平洋や東南アジアに軍属としてつれていかれた数十万人の朝鮮人たち、皇軍の兵士たちのため慰安婦として狩り出された数万人の朝鮮人女性たち。

彼等の多くは死亡し、おき去りにされ、かろうじて日本や朝鮮に帰ったものも、日本国より何んらの補償さえ受けず放置されている事実。

サハリンに強制連行され、そのまま置き去りにされ、今もなお故郷に帰れず日本国により放置され続けている約五万人の朝鮮人たち。

日本国によりかり出され戦争に行き、日本軍の第一線として捕虜収容所などで服役したが故に、戦後、戦犯として処刑され、また服役した朝鮮人B、C級戦犯たち。

広島、長崎で被爆しながら、日本国により放置され続けているといっても過言ではない在韓被爆者たち。

軍人として戦争に行き死亡したり戦傷をうけた朝鮮人の本人および遺族に対しても日本国籍を一九五二年以後剥奪されているが故に日本人とは違って補償さえ受けられない事実など、つぎつぎと思いつき起こされる。

日本国が、「日韓併合は終戦により終わったのだから、在日朝鮮人の国籍も原状回復する。」として、在日朝鮮人朝鮮人の日本国籍を一方的に剥奪したことは、右に述べたような歴史的事実、即ち、日本による朝鮮植民地支配の結果として原状回復できない歴史的事実と対する日本国の責任を放棄したことに他ならない。

私は、日本国により踏みにじられた私の半生が決して、「原状回復」などできないことを思うにつけ、前記の歴史的事実と同じ「恨」を私も共有していると思わずにはおれない。

## (12) 損害賠償請求の根拠

被告日本国が一九五二年四月十九日に出した民事局長通達「平和条約発効に伴う朝鮮人、台湾人などに関する戸籍事務の取扱」（民事甲四三八号）により、原告の日本国籍は剥奪された。この通達は以下の理由により違法なものと云わざるをえない。

一、日本国憲法第十条「日本国民たる要件は法律でこれを定める。」と規定しているが、原告を含む在日朝鮮人、台湾人の国籍を法律の制定によらずして、一片の行政通達により処理したことは、憲法に違反するものといわざるをえない。

二、この通達の根拠が国内法になく、更にサ条約にもとづくものでもない。サ条約には領土主権の変動についての規定はみられるが、国籍の変動については何んらの規定も含まれていない。それ故、条約に根拠をおくものともいうことはできない。

従って、被告日本国が出したこの通達にもとづく原告の日本国籍剥奪の処分は違法なものであり、日本国憲法第十七条「何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」

及び国家賠償法第一条「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」に基づき、原告は被告日本国に損害賠償を請求する。

被告日本国は第二次世界大戦中、国家総動員法に基づき、二〇〇万人近くの朝鮮人を当時の「内地」に強制連行し、強制労働に従事させた。

原告も二一才頃（一九四一年頃）朝鮮より千島列島および「内地」に自分の意志に反して強制連行され、強制労働に従事し、語りつくせぬ苦痛を受けたのであるが、日本の敗戦により強制労働からやっと解放されたが、この間の損害や労働に対しての支払いは日本国より何らされていない。そればかりか、原告を含む強制連行されてきた人たちの内、希望するものの朝鮮への帰還や、又、日本国内へ定住を希望するものたちに対して、日本国は何らの補償や援助も行っていないといわざるをえない中で、原告は多大な困難を背負いながら日本に定住するに至った。このような原告のたどってきた苦難は被告日本国によって何ら償われないうまの状態の上に、被告は前記の違法な通達によって、原告の日本国籍を剥奪したのである。

このため原告は外国人として扱われ、出入国管理令の適用を受けるようになり、ささいな刑事事件で一年二ヶ月の実刑を受けたことを理由に、退去強制処分を受け、韓国への強制送還の目的で大村収容所に四年間強制収容された。

大村収容所出所後は居住を当時の門司市に制限され、移動の自由を奪われたばかりか、繁雑な在留期間更新（当初は一年間に数回）のため仕事や生活に支障をきたした。その上、特別在留許可、退去強制、仮放免、特別在留許可などためまぐるしくかわる在留資格による居住の不安定のため、多大の精神上的苦痛、生活上の困難を強いられたものである。

又、法的諸権利においても、日本国籍を剥奪されたことの結果として、参政権をはじめとして構成員として当然受くべき権利をも享有できず、実生活においても多大な損害を被ったものである。

以上の理由により、原告は被告日本国に慰謝料を請求する根拠をもつものであるが、私がこうむった心身の痛みは到底、金銭の額に換算できる性質のものでもないし、今残りいくばくもない私の生涯にとって何千万円の金銭もいささかの意味をもつものではない。

しかし、被告日本国が私に及ぼした損害が実態のあるものであることを、あえて主張するため、慰謝料として三千万円を請求する。

### (13) おわりに

私は左半身不随の身で日常生活にも車イスを常用しており、その上、慢性気管支炎の咳と痰と、しばしば併発する呼吸器感染による発熱のため、自分にも、年々、体力が明らかに落ちていることがわかり、もう、私の人生も残りいくばくもないであろうと感じている。しかし、私が日本国によって受けた苦しみを死ぬまでに一言言っておきたいとの思いから、私はこの訴訟を続けている。

今や、控訴審に出廷することさえ困難になりつつある私にとって、この訴訟で請求している日本国籍確認によって生じる実質的諸権利の享受さえ、ほとんど意味を失いつつあるといえる。

しかし、私は、この訴訟の中で、日本による朝鮮の植民地支配と、それに伴っておこなわれた強制連行、強制労働が私にいかにも過酷な運命を背負わせるにいたったか、又、戦後も日本国は私の日本国籍を剥奪することによって、私にどのような多大な困難をもたらしたかを問うことによって、私、そして私と同じような運命をたどった何十万人もの無名の韓国人朝鮮人の「恨」を日本国にぶっつけ、日本国の責任を明らかにしようと思ひ、この裁判にいどんでいる。この私の思いに対して、日本国の法廷が、真に、人間の心をつつ判決を行うように、私は望んでいる。

## 裁判を始めて十二年目の

### 金さんのこの頃

#### 一、金さんの「幸福の木」

金さんの病室四一〇号を出るとすぐ右手に非常階段へ出るドアがある。ドアを開けると、目の前に風師山が緑に光をあびていて、山をつつむ空が目にしみるように青くなり、雲がぼっかり、ぼっかりと流れてゆく。

「秋がやってきたんだ」と、おもわず僕は独言をもらす。

ふと、階段のそばに、小さな鉢植えの木が、やわらかに緑色の光をはねかえしているのに気づく。「あれ、金さん、すっかり、この木、元気になりましたね。」

今年の春頃は、葉っぱの先から黄色くなって、もう、枯れてしまうのかな、と僕は思っていた。ちょうど冬から春にかけて、金さんの病状も悪く、断定的とは言えないが、たぶん肺癌だろうと、もう、一年ぐらいだろうと、僕は皆んなに話していた。

ところが、枯れるかと思っていた、小さな木は、夏をこして、今や、前にもまして葉をのびやかにひろげ、鮮やかに緑の光をはねかえしている。金さんが、枯れた葉をとり除いて、病室から外に出し、鉢を空きカンに入れ、毎日、水をやったのだと言う。

春より一キログラム体重もふえて、このところ元気になり、病状の悪化のため延期していた控訴審もついに10月15日に出ることもきまった、金さんは、車イスで階段のところへ出てきて少し得意そうに、僕にそう話した。

その鉢植えというのは、切り株のような木の幹が鉢につっ立っていて、幹からすぐ葉っぱが出る観葉植物で、看護婦さんに、「名前、知りませんか」とたずねたら、「本当の名前は知りませんが、ふつう、『幸福の木』といってるようですよ。」と教えてくれた。

この「幸福の木」は、去年の春、崔善恵チョンセウヰンさんが、金さんのところに持ってきてくれたもので、その年、一年間はとくに指紋捺捺拒否の運動が燃え上り、その中でも、Ⅱ世、Ⅲ世の在日韓国人朝鮮人の中では、先頭を切って指紋捺捺拒否を行って、多くの人々の心をゆさぶった彼女が、運動と勉強の多忙の中で、この鉢植えをもって、金さんの見舞にきてくれたこと、その時、「大学の休みになったらまたくるね。」と、言っただけだったと、金さんがいつか言っていたことを思い出す。

「ああ、どうも、肺癌の診断はまちがいのようですね。」「ワッハッハッ」と僕はあとと笑いでごまかしてしまう。何んとも医者としては不面目な誤診なのだが。

しかし、皆んな、「あてにならん医者だなあ」などと言いながら、目が笑っている。

そんな先日せんじつの光景を思い出しながら、心にしみこむように青く染った、もう秋の空を前に、すっかり、元気になった鉢植えの木をみて、「幸福の木」っていう名前なのか、……とさっき、看護婦さんが教えてくれた名前を、もう一度、口の中でつぶやいてみた。

#### 二、金さんの友人たち

せまい非常階段にはあと二つ、金さんの鉢植えがならんでいる。

一つは、13年前、北九大の学生時代より金さんのところにやってきてい

て、今は母となり年に一、二回、子供づれで見舞いにやってくるEさんが、一年前にもってきてくれたもので、春になると薄ピンクの愛きょうのある花をさかせており、「金さん、また一つ咲きましたね、あしたはこのつぼみも開らきますよ。」などと、僕と金さんの話のつなぎを提供してくれている。

もう一つは、「付添のおばちゃんがくれたんですよ。インドとうがらしといって、こいつはとっても辛いですよ。」と辛いものの好きの金さんがいうのだから、この一面についた、ちっこい赤いとうがらしは、きつととっても辛いのだろう。

「金さん、あまり水をやるとかえって枯れるよ。」、「いやあ、水は毎日やらなくちゃあ。」など言いながら左半身不随の体を車イスではこびながら、三つの鉢に水を毎日やっている。

Eさんと同じく、北九大の学生の時から、金さんの問題に頭をつっこんでいて、13年たった今もやってくる人たちもいる。

遠く千葉より、年二、三回はやってきて、時に飛行機で急いで帰っていくU君。北九州市にいた頃は、よく金さんのマージャン相手になってくれたものだ。

三人の子供の母親となっているMさん。「Mさんはどうしていますかね」、などと僕にきく。彼女は先日、秋晴れの日に、ひょっこり見舞にきてくれた。

それに、裁判の時、鹿児島から、「一晩中自動車を走らせました」、などと言って、やってくるK君。

また、この北九大OBGと同じ頃からこの問題に頭をつっこんでいて、この裁判をいよいよ初めようと決心した頃、「僕、絶対やります。」と

僕に語った少年のようにういういしかったS君のおもかげを憶い出す。そのS君も、今秋はいよいよ、結婚すると聞いているが、控訴審の日、今度も勤めを休んで、車をだしてくれると言ってくれた。

10月末は、毎年、金さんの特別在留許可の一年の在留期間の更新をするために、僕と金さんの身元保証人の犬養さんは入管に金さんの代理として、手続きにいく時だ。

「犬養さん、最近みえましたか?」、「稲刈りで忙しいんでしょうね。」などと、この頃になると、一度は、僕と金さんはこんなやり取りをする。そして、車の中で、「ふしぎとこの日ばかりは、いつも秋晴れですね。」などと話しながら僕と犬養さんは、入管へ出かけていく。十三年前、犬養さんが、身元引受人を、何も聞かず「いいですよ。」と引受けてくれた時のことを、胸にあつく憶い出す。

昨年夏のことだ。ある日、指紋捺捺制度の撤廃を訴えて、唯一人で一週間のハンガーストをおえたばかりの加藤さんが、「金さんのテレビがもうだめみたいで、新しいのを一台買いましたから。」と、僕に話した。僕はあわてた。数日前、テレビを金さんと話して買いかえたばかりだったので。加藤さんがハンガーストに入る時も、一人心にきめて、突然入った事を憶い出して、僕はいかにも加藤さんらしいなあと思った。

それに、遠いところの人では、忘れられないのは、ドイツ人牧師のシエファーさんだ。去年、二、三年ぶりかひさしぶりに日本にやってきた、シエファーさんが、わざわざ金さんのところへ立ち寄ってくれたことを、あとで金さんに聞き、シエファーさんの人柄を思い返した。

だけど、男性諸君には、はなはだ悪いが、やっぱり、金さんが一番うれしいのは女性の訪問者かな。「今日は誰か来ました?」とどことなく

うれしそうな顔の金さんに聞くと、Yさんが、アメリカからかえってきて、赤ちゃんつれてやってきた、と話す。Yさんはアメリカから、クリスマスカードを毎年送ってくれている。何年前か、「きのうはYさんの家で、家族の人といっしょに、たいへんごちそうになりました。」と金さんが話してくれたことを憶い出す。今や彼女は在米韓国人の金さんの友人ということになる。

今年になって、又、一人、金さんのところへやってくる女性訪問者がふえた。

大分のAさんで、子ども二人つれてやってきて、「子どもにカツドンとってやったらうれしそうに食べてたよ。」と子ども好きの金さんは、自分の方がうれしそうに話していた。

### 三、金さんの裁判と時の流れ

一九六九年朝鮮人として始めて宋斗会さんが日本国籍確認訴訟を切り開らき、つづいて一九七二年台湾人、林景明さんが続き、そして、一九七五年、朝鮮人として二番目に金さんが日本国籍確認訴訟を起した。その頃この訴訟の輔佐人の崔昌華チョウヤクワ牧師はこの裁判の意義を力説していたが、何人か関心をよせる人はいてもその頃のまわりのふんいきとしては、「冷笑」といった感じだったことを憶い出す。

けれど、昨年、北九州で指紋捺捺を拒否した在日韓国人Ⅱ世のIさんが、なにかの時に、「あの金さんだって十年間たった一人で頑張っているのに、おれたちはもっと頑張らなくてはと思った。」と語っていた時、金さんの斗いが若い在日韓国人朝鮮人に何かの影響を及ぼしているのだと思った。

そして、遂に先日金さんに会いにきた、今や今年の秋より始まる指紋

捺捺拒否の刑事裁判で忙しい在日韓国人Ⅱ世の下関市在住の趙健治チョウケンジさんが「私も日本国籍確認訴訟を起す。」と決意を語った時、金さんが日本に強制連行され、この地に身よりもなく放り出され、戦後は、日本国によって一方的に日本国籍を奪れ、言い尽くせぬ困難と苦しみを味わった半生の思いを「死ぬまでに一言、日本国にいつておきたい。」との思いで始まったこの裁判の細い糸のような水の流れが、せせらぎとなり、やがて、とうとうと流れる大河となって人々の心をとらえる日がやってくる、その日がいつかやってくると、僕はまたはてしなく夢をみはじめた。

一九八六・九・二三(K)

### あとがき

No.7を出したあとと金さんの病状はだんだんとひどくなり、最初は結核性胸膜炎と考えていましたが抗結核剤を使用しても改善せず、ついに肺癌だろうと考えるようになりました。

ところが、今年春頃より少しづつ病状は改善しはじめ、今では、慢性気管支炎の再発する細菌感染による増悪と考えるようになりました。金さんも一時期より少し元気になり、僕の誤診であり、大変、恥ずかしいことですが、結果としては本当によかったと思います。

No.8を出すことはないだろうと思っていましたが、控訴審もついに開られることはないだろうと思っていました。予想外にも、今回、控訴趣意書をつくり、第一回目の控訴審を開くことになり、こうして、No.8としてまとめることができたのは、本当にうれしく思います。

そんなふうで、皆様には大変、ごめいわくをかけて申し分けなく思います。あらためて今後とも、金さんのこと、訴訟のことなど、よろしくおねがいします。

一九八六・一〇・一〇(K)

¥200